



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「1日」を「1日又は1時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第12条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもつて1日とする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以下「育児休業職員」を「第6条の2、第7条及び第10条において「育児休業職員」に改め、同項第2号中「第4条」を「第5条」に改める。

第5条第2項第2号中「育児休業職員」を「育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第5条第2項第2号の規定は、平成23年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第15号

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年長野県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第864号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

飯田市

2 事業の種類

飯田市庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

飯田市箕瀬町一丁目及び大久保町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

飯田市庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である飯田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在、庁舎敷地内に、現庁舎、議会棟、情報通信棟、建設部棟、水道環境部棟、保健センター及び教育委員会棟の7棟に分散して本庁事務を行っている。さらに、福祉事務所は、事務スペースの狭あい化のため、現庁舎から約400メートル

離れたりんご庁舎に移転しており、来庁者の窓口が分散化され、迅速なサービスの提供に支障がある。

現庁舎、議会棟及び水道環境部棟は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の昭和56年改正以前の旧耐震基準で建築された建物であり、耐震診断の結果、耐震性に欠けることが判明し、大規模地震発生時には、建物の継続使用が困難となることが想定される。さらに、教育委員会棟を除く庁舎敷地内の6棟は、昭和58年以前に建築された建物で老朽化が進行し、また、各棟におけるバリアフリー化への対応が不十分であるため、高齢者や障害者等の利用に支障がある。

飯田市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定により東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されているが、現庁舎の耐震性に欠けることから、地震災害時には、災害対策本部をりんご庁舎へ設置せざるを得ない状況であり、本部が離れてしまうため災害時の対応に課題がある。また、大規模災害時には、国、県等の現地対策本部用のスペースや、救援物資等の受入れ、搬送等の災害救援活動を行う防災広場が必要であるが、庁舎及び敷地の狭あい化により、これらの場所の確保が困難である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、現庁舎の隣接地に新たに適正な規模の用地を確保して市庁舎を整備するものである。

本件事業の実施により、新庁舎では窓口サービスが集約化され、庁舎の耐震性が確保されるとともに、老朽化の解消やバリアフリー化が図られることにより、利用者の利便性や安全性の向上が期待される。また、地震災害時には庁舎敷地内に災害対策本部を設置することができ、国、県等の現地対策本部や災害救援活動のスペースが確保されることにより、防災拠点機能の向上が図られることが認められる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、国道、市道及び市営自動車整備工場に囲まれ、施行にあたっては、隣地との境界付近に植栽を行うこととしており、周辺住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）

第95条第1項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地である飯田城下町遺跡内に存在するが、飯田市教育委員会と協議を行い、発掘調査、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現状では庁舎の分散により利便性が欠き、老朽化の進行やバリアフリー化への対応、耐震性が劣り防災拠点機能を果たせないなど課題を抱えており、これらを早期に解消する必要がある。

また、近隣地区のまちづくり委員会や庁舎建設検討市民会議においても、早期の庁舎建設を要望する意見がある。

以上のことから、本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 飯田市役所総務部庁舎整備推進室

企画課土地対策室

長野県告示第865号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
堀金ファミリー薬局	安曇野市堀金烏川5052-1	平成23年12月1日
あづみ野和厚堂薬局	安曇野市明科中川手4015-1	平成23年12月1日
いずみ薬局	塩尻市大門泉町8-19	平成23年12月1日

健康長寿課

長野県告示第866号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
医療法人東口メンタルクリニック 長野市栗田1020-1 ストラビル3F	医療法人東口メンタルクリニック 長野市栗田240-3	平成23年12月19日
島内いぬかい薬局 松本市島内4578-1	島内いぬかい薬局 松本市島内4597-58	平成23年11月28日
たまご薬局 松本市松原42-137アップルランドテリシア寿店内	たまご薬局 松本市寿豊丘644-6	平成23年11月1日

健康長寿課

長野県告示第867号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
長池平和薬局	長野市大字南長池756-1	平成23年10月23日
ベルウィングユタカ薬局	長野市若里6-1-6	平成23年10月31日
鈴脩薬局	上田市上丸子979	平成23年10月13日

健康長寿課

長野県告示第868号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
株式会社アップル	訪問介護あいの里	長野市篠ノ井会592番地1	平成23年10月15日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター長野平林	長野市平林1丁目10番12-103号	平成23年10月31日

(2) 訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
社会福祉法人喬木村社会福祉協議会	喬木村社協介護サービスセンターふれ愛	下伊那郡喬木村6670番地1	平成23年11月1日

(3) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社大野商店	大野薬局	松本市会田515番地	平成23年9月30日
株式会社伊那総建	フリーバード	上伊那郡南箕輪村6451番地7	平成23年10月15日

(4) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
--------	--------	---------	---------

有限会社大野商店	大野薬局	松本市会田515番地	平成23年9月30日
株式会社伊那総建	フリーバード	上伊那郡南箕輪村6451番地7	平成23年10月15日
2 指定居宅介護支援事業者			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
飯田市	飯田市上村在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	飯田市大久保町2534番地	平成23年9月30日
株式会社メディア	メディア居宅介護支援事業所	長野市南千歳一丁目3番地7	平成23年10月1日
3 指定介護予防サービス事業者			
(1) 介護予防訪問介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
特定非営利活動法人しなの生活支援倶楽部むつみえん	ヘルパーハウスむつみえん	上田市中之条344番地12	平成22年7月1日
株式会社アップル	訪問介護あいの里	長野市篠ノ井会592番地1	平成23年10月15日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター長野平林	長野市平林1丁目10番12-103号	平成23年10月31日
(2) 介護予防訪問入浴介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
社会福祉法人暖家	社会福祉法人暖家大町事業所	大町市大字大町5746番地4	平成21年4月1日
社会福祉法人喬木村社会福祉協議会	喬木村社協介護サービスセンターふれ愛	下伊那郡喬木村6670番地1	平成23年11月1日
特定非営利活動法人こすもけあくらぶ	NPO法人こすもけあくらぶ	長野市川中島町今里87-6	平成23年11月30日
(3) 介護予防福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社大野商店	大野薬局	松本市会田515番地	平成23年9月30日
株式会社伊那総建	フリーバード	上伊那郡南箕輪村6451番地7	平成23年10月15日
(4) 特定介護予防福祉用具販売			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社大野商店	大野薬局	松本市会田515番地	平成23年9月30日
株式会社伊那総建	フリーバード	上伊那郡南箕輪村6451番地7	平成23年10月15日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第869号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条、第113条の規定により、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の開設者から、次のとおり指定を辞退する旨届出がありました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定介護老人福祉施設			
開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退した年月日
社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム遠山荘	飯田市南信濃1550	平成23年9月30日
2 指定介護療養型医療施設			
開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退した年月日
医療法人小池医院	医療法人小池医院	諏訪郡富士見町富士見4654	平成22年2月28日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第870号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合1015の1、1015の2、1018
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字和合1015の1・1018（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第871号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字西條2543の13
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第872号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字南條2233の18、2233の65
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第873号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字東條6の6（次の図に示す部分に限る。）、6の463、6の473、6の485、字西條997の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東條6の6
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第874号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第875号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
上伊那郡飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第876号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
下伊那郡売木村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
売木村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
売木村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第877号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
北山方飯沼線	上伊那郡中川村大草1806番の7地先から 上伊那郡中川村大草973番の1地先まで	道路改良	平成23年12月22日

道路管理課

長野県告示第878号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
上村1号線	飯田市上村16番の1地先から 飯田市上村12番の2地先まで	道路改良	平成23年 12月22日

道路管理課

長野県告示第879号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成23年12月9日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新	中野市農業協同組合 中野事業所	中野市三好町一丁目2番3号	中野市三好町一丁目2番3号
旧	中野市農業協同組合 中野支所		

会計課

長野県大町建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年1月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年12月22日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 148号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡白馬村大字神城字相沢6630番の1地先から 北安曇郡白馬村大字神城字道崎7114番地先まで	旧	m 12.2~17.2	km 0.1389
同上	新	15.0~18.2	0.1389

道路管理課

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 406号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢14536番の3地先から 北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢14536番の2地先まで	旧	m 10.0~15.0	km 0.0165
同上	新	10.0~37.0	0.0165

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奉納中土停車場線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土字曾田2155番地先から 北安曇郡小谷村大字中土字曾田2369番地先まで	旧	m 3.4~8.4	km 0.1807
同上	新	5.8~10.7	0.1807

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年1月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年12月22日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- 1(1) 路線名 奉納中土停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土1158番の3地先から
北安曇郡小谷村大字中土1178番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年12月22日
- 2(1) 路線名 奉納中土停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土3619番の1地先から
北安曇郡小谷村大字中土3635番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年12月22日

道路管理課